

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管 官庁
1	1月23日	2月18日	社会保険労務士法の改正について	<p>今現在、特定社会保険労務士に裁判外紛争に係る代理権が認められているところであるが、現段階の制度では、裁判所での代理権が認められていないため、紛争の完全な解決を目指すには程遠いものとなっている。</p> <p>そこで、特定社会保険労務士にも裁判所での代理業務を認め、労働紛争の完全な解決を図れるように制度改正をすべきである。</p>	個人	厚生労働省
2	1月29日	2月18日	社会保険労務士試験の内容改正	<p>特定社会保険労務士制度が創設されて以来、当該制度に係る厚生労働省主催の特別研修にて特定社会保険労務士を目指す社会保険労務士は憲法等を学習しているわけだが、社会保険労務士が隣接法律専門職である以上、特定社会保険労務士のみならず、社会保険労務士試験においても憲法、民法、民事訴訟法等の素養が必要と思われる。したがって、上記の憲法等について社会保険労務士試験科目群に加えるべきと考えるがいかがか。</p>	個人	厚生労働省